



避難情報を早めに発令する可能性がある地域の全部解除について

このことについて、令和3年7月31日をもって、避難情報を早めに発令する可能性がある地域を全部解除し、呉市は、土砂災害についての避難情報の発令基準を通常の基準に戻すことのお知らせします。

【解除する理由】

- ① 国，県による土砂関連の緊急工事において，呉市内における砂防えん堤・治山ダム等の設置が全て完了したことにより，背後不安定土塊の対策が講じられました。
- ② これまでの3年間，避難情報を早めに発令する可能性がある地域の「避難情報の発令基準」については，段階的に基準緩和を行ってきました。
これまでの運用を踏まえ，一層の緩和を行って，通常の基準に戻すことが可能と判断しました。

《早めに発令する可能性がある地域の避難情報の発令基準の経過》

	期 間	レベル3	レベル4
段階的な見直し ↓	令和元年度 令和2年度	土壌雨量指数が「大雨注意報」の基準に達することが確実な場合	土壌雨量指数が「大雨警報」の基準を超えることが確実なとき
	令和3年度 (これまで)	土壌雨量指数が実況で「大雨注意報」の基準に達することが確実な場合 かつ、「大雨警報」の可能性が高い場合	土壌雨量指数が「大雨警報」の基準を超えることが確実でかつ、「土砂災害警戒情報」の可能性が高い場合
	(令和3年8月1日以降)		
	通常の運用基準	土壌雨量指数が実況または予想で「大雨警報」の基準に達する場合	土壌雨量指数が予想で「土砂災害警戒情報」の基準に到達する場合

※ 土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害の危険度の高まりを把握するための指標です。各地の气象台が発表する大雨警報等の判断基準に用いられています。

《参考1》 呉市の大雨警報の土壌雨量指数の基準

令和3年6月3日以降：137（それ以前：124）

《参考2》 今回解除する避難情報を早めに発令する可能性がある地域

地区名	町 丁 名
天 応	天応福浦町，天応伝十原町，天応西条1～4丁目， 天応東久保1・2丁目
吉 浦	吉浦上城町，吉浦岩神町，吉浦松葉町，吉浦中町3丁目， 吉浦本町3丁目，吉浦新出町，吉浦東本町2・4丁目
宮 原	室瀬町，宮原1～4・9～11丁目，船見町
警固屋	警固屋9丁目
阿 賀	阿賀北4・7丁目，阿賀南9丁目
昭 和	苗代下条，焼山町山の神，焼山北2丁目
郷 原	郷原町下条（5区），郷原町長谷（4区）
広	広石内3・4丁目，広名田2丁目
仁 方	仁方町川尻越
川 尻	川尻町才野谷地区，川尻町小仁方2丁目
音 戸	音戸町高須3丁目
倉 橋	宇和木地区（小宇和木・草卸），本浦地区（綿郷）， 長谷地区（大江），鹿島地区（租之元）
安 浦	安浦町大字中畑（市原を含む。）安浦町大字下垣内， 安浦町久多田

《参考3》 河川における基準水位の暫定運用

広島県は，県内の61河川85水位観測所において，氾濫危険水位等の基準水位を定めております。その水位到達情報を基に，各市町から避難情報等を発令しています。

呉市においては野呂川の藤波水位観測所で，平成30年7月豪雨による被災後の出水に対応するため警戒レベルを引き上げた基準水位で暫定運用（氾濫危険水位：通常1.1mを暫定0.85m）を実施しています。

広島県は，野呂川の災害復旧事業（護岸復旧工事等）が全て完了する予定の令和4年2月末以降に，暫定運用について呉市と協議し見直す予定です。